

東大和市認知症普及啓発業務委託優先交渉権者選定要領

1 趣旨

この要領は、東大和市認知症普及啓発業務委託優先交渉権者選定委員会設置要綱(令和8年10月6日付市長決裁)により設置する、東大和市認知症普及啓発業務委託優先交渉権者選定委員会(以下「委員会」という。)における優先交渉権者のプロポーザル方式による選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 総則

(1) 選定の対象業務

東大和市認知症普及啓発業務委託(以下、「本業務」という。)

(2) 選定に関する基本方針

本業務は、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを推進するため、市民に対し、認知機能の状態に対する気づきの機会を提供するとともに、「新しい認知症観」を含めた認知症に関する正しい知識及び理解を深めることを目的とする。

委員会においては、本業務の委託に係るプロポーザルに参加しようとする者(以下「参加事業者」という。)からの提出書類、提案内容を総合的に審査し、市にとって最も適当と認める者を優先交渉権者として選定するものとする。

3 審査方法及び基準

(1) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に勘案し、別表に定める採点基準表に基づき、評価を行い、得点を算定する。委員会の委員全員の得点を集計した結果に基づき順位を決定し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。選定結果については、全ての参加申込事業者に通知する。

ア 提出書類内容に関するプレゼンテーション(20 分以内)

イ プレゼンテーション内容に対するヒアリング(10 分以内)

(2) 評価内容及び配点

評価内容	配点			
	5点の項目	10点の項目	15点の項目	20点の項目
優れている	5点	10点	15点	20点
やや優れている	4点	8点	12点	16点
標準	3点	6点	9点	12点
やや劣っている	2点	4点	6点	8点
劣っている	1点	2点	3点	4点
評価に値せず	0点	0点	0点	0点

※なお、見積金額に対する評価は、次の計算式により「価格評価点」を算出するものとし、算出に当たっては小数点第2位を四捨五入とする。

価格評価点 = (最低提案価格 / 当該提案価格) × 配点(10点)

(3) 審査における留意点

- ア 審査において、複数の同得点者が生じた場合は、委員会の委員の合議により提案内容の総合評価を行い、順位を決定する。
- イ 審査において、得点が著しく低い審査項目がある者は、優先交渉権者若しくは次点交渉権者として選定しないことがある。
- ウ 審査において、委員会の委員の採点の合計点が満点の6割(最低水準得点)に満たない場合は、優先交渉権者若しくは次点交渉権者として選定しない。

(4) 説明の聴取等

委員会は、優先交渉権者の選定に必要と認めたときは、参加事業者に対し説明又は資料の提出を求めることができる。

(5) その他必要な事項

この要領に定めるもののほか、優先交渉権者の選定に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表 採点基準表

次の(1)、(2)の合計点を得点とする(満点 110)。

(1)見積価格以外に対する評価(配点 100)

No.	評価項目	詳細・着眼点	配点
1	全体概要	・業務の目的を理解し、具体的な提案内容となっているか ・認知症に対する課題認識を持ち、提案しているか ・個人情報 を適正に取扱い、管理する体制があるか	10
2	認知症講演会の企画・運営	・講師及び講演テーマを適切に選定しているか ・認知症に関する正しい知識と理解を深めるための構成となっているか ・「新しい認知症観」について触れられている構成となっているか	20
3	認知機能チェック会の企画・運営	・参加者の心理的ハードルが高くないよう、工夫が講じられているか ・検査者と参加者が対面で実施する形式となっているか ・エビデンスに基づく認知機能スケールが用いられているか ・参加者がチェックの結果だけでなく、社会資源や認知症予防のための取組などのフィードバックを受けられる内容となっているか	20
4	普及啓発用広報物の企画・製作	・市民の認知症への興味、関心を高める工夫が講じられているか ・市内で広域的に広報物が活用される工夫が講じられているか ・単なるチラシの作成にとどまらず、多様な広報手段が講じられているか	15
5	普及啓発と検診との効果的連携に向けたコンサルティング支援	・普及啓発の実施と市の実施する認知症個別検診との連携について提案しているか	15
6	業務体制	・提案を実行できる人員体制が確保されているか	5
7	業務実績内容	・同種・類似の業務実績の内容は十分か	5
8	プレゼンテーション及びヒアリング	・説明内容に齟齬がなく、整合性が担保されているか ・東大和市の認知症施策として、熱意を感じる内容か ・質問に対する回答が明確か	10
小計			100

(2)見積価格に対する評価(配点 10)

No.	評価項目	詳細・着眼点	配点
1	価格評価点	最低見積価格を基準に算出する。	10